

令和6年度
岡山県地域年金事業運営調整会議
(会議次第)

【日時】 令和6年7月24日(水) 14:00～16:00

【場所】 公立学校共済組合岡山宿泊所
ピュアリティまきび 3階 飛翔



日本年金機構

Japan Pension Service

岡山西年金事務所
(岡山県代表年金事務所)

岡山県地域年金事業運営調整会議出席者名簿

運営調整会議委員		日本年金機構	
委員長	有利 隆一	中国地域部	松原 利幸
委 員	多田 稔	岡山西年金事務所	谷口 倫朗
委 員	水田 健一	岡山西年金事務所	北野 英範
委 員	村上 昭光	岡山西年金事務所	鳥山 元秀
委 員	結城 政広	岡山東年金事務所	谷村 英嗣
委 員	光藤 伸史	倉敷東年金事務所	川上 賢治
委 員	久成 康博	倉敷西年金事務所	森田 弘子
委 員	中浜 隆宏	津山年金事務所	上岡 一義
委 員	二挺木 直樹	高梁年金事務所	小椋 義仁
委 員	永妻 規	広島東年金事務所	小中 智博
委 員	森川 悟		
委 員	徳永 政克		

会 議 次 第

1 開 会

2 開会あいさつ

3 議 事

(1) 地域年金展開事業の概要

(2) 令和5年度岡山県地域年金展開事業の実施結果

(3) ねんきん月間及び年金の日（11月30日）の取組

(4) これまでの会議で出た意見及び課題への対応

(5) 令和6年度岡山県地域年金展開事業の事業方針

(6) その他

4 閉会あいさつ

5 閉 会

2 あいさつ

- 日本年金機構 岡山県代表年金事務所
岡山西年金事務所 所長 谷口 倫朗

- 岡山県地域年金事業運営調整会議 委員長 有利 隆一

3 議 事

(1) 地域年金展開事業の概要

(2) 令和5年度岡山県地域年金展開事業の実施結果

① 地域連携事業

② 年金セミナー事業

③ 地域相談事業（出張年金相談）

④ 年金委員活動支援事業

⑤ オンラインビジネス推進事業

(3) ねんきん月間及び年金の日（11月30日）の取組

(4) これまでの会議で出た意見及び課題への対応

(5) 令和6年度岡山県地域年金展開事業の事業方針

① 目的

② 重点取組内容（制度周知・年金委員）

③ 地域連携事業

④ 年金セミナー事業

⑤ 地域相談事業（出張年金相談）

⑥ 年金委員活動支援事業

⑦ 職員の育成

⑧ ねんきん月間及び年金の日（11月30日）の取組

⑨ オンラインビジネス推進事業

（6）その他

4 閉会あいさつ

○ 日本年金機構

中国地域部 部長 松原 利幸

岡山県地域年金事業運営調整会議委員名簿

令和6年7月1日現在

【委員長】

有利 隆一（岡山商科大学 名誉教授）

【委員】

多田 稔（一般財団法人岡山県社会保険協会 業務執行理事）

水田 健一（社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 常務理事）

山田 晴基（一般財団法人共愛会 常務理事）

村上 昭光（岡山県年金協会 会長）

結城 政広（厚生労働省中国四国厚生局年金管理課 年金管理課長）

光藤 伸史（岡山県市長会事務局 事務局長）

高橋 邦彰（一般社団法人岡山県商工会議所連合会 専務理事）

久成 康博（厚生労働省岡山労働局職業安定課 職業安定課長）

中浜 隆宏（株式会社山陽新聞社論説委員会 論説委員）

二挺木 直樹（岡山県社会保険労務士会 副会長）

永妻 規（日本放送協会岡山放送局企画編成部 副局長）

森川 悟（岡山県教育庁高校教育課 総括副参事）

徳永 政克（全国健康保険協会岡山支部 企画総務部長）

（敬称略）

岡山県地域年金事業運営調整会議設置要綱

平成24年11月 1日制定・施行
 平成26年 8月19日改正・施行
 平成28年 8月18日改正・施行
 平成29年 6月29日改正・施行

(目的・設置)

第1条

国民の公的年金制度に対する理解をより深め制度加入及び保険料納付に結び付けるため、地域・教育・企業などの地域社会に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」(以下「地域年金展開事業」という。)を効果的に推進し、世代、年齢、地域、職域を越えた社会連帯を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、岡山西年金事務所に岡山県地域年金事業運営調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 調整会議は次の事項を所管する。

- (1) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- (2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言
- (3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

(委員の構成)

第3条 調整会議の構成員(以下「委員」という。)は別添のとおりとし、岡山県代表年金事務所長(以下、「代表年金事務所長」という。)が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、期間は翌年度の3月31日とする。ただし再任を妨げない。

3 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議は、委員長が参集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た特定の個人情報漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の調整会議出席謝金及び旅費)

第7条 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

(事務局)

第8条 調整会議の庶務を処理するため、事務局を岡山西年金事務所総務調整課に置く。

2 日本年金機構広島東地域代表年金事務所は事務局を補佐する。

(その他)

第9条 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができるものとする。

2 その他調整会議の運営に関し必要な事項は、代表年金事務所長が定める。

附則

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定に関わらず、代表年金事務所長が参集を求めて開催する。

岡山県地域年金事業運営調整会議運営要領

1 協議(審議)事項

(1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有

事業計画・推進状況等を公開し、地域年金展開事業に対する理解を深めていただく。

- ・ 公的年金制度の動向などを紹介とともに、その中で日本年金機構の位置付け及び担うべき役割の説明。
- ・ 各年金事務所の事業計画の報告。
- ・ 各年金事務所の事業実績及び具体的な取組等の報告

(2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対するご意見・助言

年金事務所の利用者及び関係者の意見・助言・ニーズを受け止め、事業推進の改善

に反映させる。

- ・ 地域年金展開事業の内容を充実させるための意見・助言
- ・ 地域年金展開事業の効果的かつ効率的な進め方についての意見・助言
- ・ 新たに実施が望まれる事業についての意見・助言

(3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

- ・ 地域年金展開事業推進に際して関係者による連携・支援・協力の在り方の検討及び調整
- ・ 年金事務所のサービスに係る意見・助言
- ・ その他必要と認められる事項の意見交換

2 開催

調整会議は、原則、年1回以上、委員長が参集を求め開催する。

ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じ随時開催することができる。

＜協議事項の例＞

開催時期	事業運営事項	地域年金展開事業項目
7月	・前年度事業実績状況 ・当該年度事業方針及び事業計画 ・当該年度事業実績(中間)	・地域連携事業の取組状況 ・地域セミナー事業の取組状況 ・地域相談事業の取組状況 ・年金委員活動支援事業の取組状況 ・年金委員委嘱拡大の取組状況 ・ねんきん月間にかかる取組状況 ・地域年金推進員事業の取組状況 ・年金事務所お客様サービスモニター会議に基づくサービス改善の取組状況

3 委員

岡山県代表年金事務所長(以下、「代表年金事務所長」という。)は、関係機関(団体)に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と認められる者を選定する。

4 委嘱・解嘱

(1) 委嘱

上記3において推薦または承諾を得られた場合は、推薦書または承諾書を提出いただき、代表年金事務所長名の委嘱状を交付する。

(2) 解嘱

任期の途中で委員を交代する場合は、辞退届を提出いただき、代表年金事務所長名の解嘱状を交付する。

5 日本年金機構の会議出席者

日本年金機構の出席者は、調整会議の事務局として出席する。

《年金事務所》

- ・ 代表年金事務所長、副所長(地域年金展開事業担当)
- ・ 県内年金事務所長又は副所長
- ・ 代表年金事務所長が必要と認める日本年金機構職員

6 議事録等の取り扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録又は議事要旨を事務局が作成する。

なお、議事録または議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

7 その他

事務局は、調整会議において提起された意見・要望等に対し、積極的に事業計画に反映させるほか、回答が必要な事項及び事業の進捗状況等について、適時各委員へ報告する。